

中国における障害者の政治的権利

——法制度と政治参加の課題——

小林 昌之

はじめに

障害者権利条約は、第29条「政治的及び公的活動への参加」において、障害者に対して政治的権利を保障し、他の者との平等を基礎としてこの権利を享受する機会を保障することを締約国に求めている。この中心となる権利は、選挙権と被選挙権の享受であり、それらを行行使するためには、合理的配慮を含むアクセシビリティの保障が実質的平等を担保するために不可欠となる。さらに、障害者権利条約は、国の公的および政治的活動への参加の方法として、NGOや政党への参加、障害者団体の結成および参加などを予定している。

中国では障害者の政治的権利は保障されているのであろうか。本章では、障害者権利条約を基準として、障害者が他の者との平等を基礎として、選挙権と被選挙権を享受しているか明らかにすることを目的とする。以下、まず市民一般が有する政治的権利を定める法制度における障害者の位置づけを確認した上で、障害法制における政治的権利の保障の立法措置を考察する。次に障害者の政治参加の状況およびその代表と称される障害者連合会の役割を検討し、最後に中国における障害者の政治参加の課題について論じる。

障害者権利条約が謳う政治的権利について、障害者が他の者との平等を基礎として認められるべき中国における政治的権利とはいかなるものか。まずは市民一般が有する政治的権利について、憲法、選挙法および地方政府が定める地方性法規の規定を確認し、その上でこれらにおける障害者の規定について検討する。

1-1. 憲法

1982年憲法¹⁾は、すべての権力は人民に属し、人民が、国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会であると定める（第2条）。また、人民は、法律の定めるところにより、各種の方途および形式を通じて、国家の事務を管理し、経済および文化事業を管理し、社会の事務を管理するものと謳っている（第2条）。

全国人民代表大会および地方各級人民代表大会は、すべて民主的選挙によって選出され、人民に対して責任を負い、人民の監督を受けると定められている（第3条）。そして、民主集中制を原則とする中国において（第3条）、全国人民代表大会は最高国家権力機関とされ（第57条）、立法権を有し（第58条）、行政・司法を含むすべての国家機関は人民代表大会に責任を負い、監督に従うことになっている。このように人民代表大会は強力な権限を有しており、その意味で、その代表を選ぶ選挙は、条文上、重要な意味をもつ。

全国人民代表大会の代表は、省、自治区、直轄市、特別行政区、軍隊が選出する代表によって構成され、いずれの少数民族からも適当数の代表が選出されるものとしている（第59条）。また、省、直轄市、県、市、市管轄区、郷および鎮にも、人民代表大会ならびに人民政府がおかれ（第95条）、地方の各級人民代表大会は、地方の国家権力機関であると定められている（第96条）。全国人民代表大会代表の定数およびその選出方法は法律で定めるとし、「全国人民代表大会および地方

1) 1982年12月4日公布・施行。1988年、1993年、1999年、2004年、2018年改正。

各級人民代表大会選挙法²⁾が制定されている。省、直轄市および区を設けている市の人民代表大会代表は、1級下の人民代表大会がこれを選挙し、県、区を設けていない市、市管轄区、郷、民族郷および鎮の人民代表大会代表は、選挙人が直接選挙することになっている（第97条）。地方各級人民代表大会代表の定数およびその選出方法も、別途法律で定められる。

選挙権および被選挙権について、憲法は、法律によって選挙権および被選挙権を剥奪された者は除き³⁾、民族、種族、性別、職業、出身家庭、信仰宗教、教育程度、財産状態および居住期間の別なく、満18歳に達したすべての公民が有すると定める（第34条）。中華人民共和国の国籍を有する者が公民であり、法律の前に一律に平等であることが謳われている（第33条）。さらに、憲法は、公民は、言論、出版、集会、結社、行進および示威の自由も有すると定めている（第35条）。

1-2. 全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法

憲法にもとづいて、具体的な選挙制度を定めているのが「全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」である（以下、選挙法と略す）。憲法より行政区分を細かく記し、全国人民代表大会代表、ならびに、省、自治区、直轄市、区を設けている市および自治州の人民代表大会代表は、1級下の人民代表大会がこれを選挙し、区を設けていない市、市管轄区、県、自治県、郷、民族郷および鎮の人民代表大会代表は、選挙人が直接選挙すると規定する（第3条）。

選挙権および被選挙権については、憲法同様、法律によって選挙権および被選挙権を剥奪された者は除き、民族、種族、性別、職業、出身家庭、信仰宗教、教育程度、財産状態および居住期間の別なく、満18歳に達したすべての公民が有すると定める（第4条）。一方で、憲法が明示していた適当数の少数民族代表の必要性とは別に、選挙法は、全国人民代表大会および地方各級人民代表大会の代表

2) 1979年7月1日公布・1980年1月1日施行。1982年、1986年、1995年、2004年、2010年、2015年、2020年改正。

3) 刑法の刑罰の一種であり、他の刑罰に付加、または、独立して適用される。政治権利の剥奪により次の権利が剥奪される。①選挙権および被選挙権、②言論・出版・集会・結社・行進・示威の自由の権利、③国家機関の職務に従事する権利、④国有公司・企業・事業単位および人民団体の指導的役職に従事する権利（刑法第54条）。

は、広範な代表性を具備すべきであり、適当数の労働者、農民、知識人など末端にいる代表、帰国した華僑、ならびに、適当数の女性代表も選出されるべきであり、女性代表については徐々にその比率を高めていくべきことが記されている(第7条)。

選挙権を行使するための選挙人の登録については選挙区が実施するとされ、政治的権利の剥奪期間が終了して政治的権利を回復した者は選挙人として登録し、新たに法律にもとづいて政治的権利が剥奪された者は、選挙人名簿から除外することなどが定められている。これに加え、選挙法では、憲法では言及されていなかった「精神疾患患者」(中国語：精神病患者)が明記され⁴⁾、精神疾患患者で選挙の権利を行使できない者は、選挙委員会の確認を経て、選挙人名簿には記載しないと定められている(第27条)⁵⁾。

選挙方法については、選挙委員会が各選挙区の実情に応じて、選挙人の投票が便利となる原則にもとづいて投票所を設立し、選挙人が比較的集中している場所では、選挙大会を開催することもできる。これに加えて、疾病などの原因により行動が不自由な場合や住居が分散かつ交通が不便な選挙人がいる場合は、移動投票箱で投票することもできる(第38条)。さらに、投票は無記名投票が採用され、秘密で票を記入できる場所を設置することに加え、選挙人が非識字者あるいは障害により投票用紙に記入できない場合は、その者が信任する者に代筆を委託することができると定められている(第40条)。

4) 障害者権利条約に批准後、国内の用語や定義が若干改められ、2010年の国家障害分類基準によれば、「精神残疾」(精神障害)とは各種の機能障害である「精神障碍」(精神疾患)が1年以上継続して治癒しておらず、病人の認知、感情および行動などの機能障害が日常生活および社会参加に影響を及ぼしているものと改められたものの(「残疾人残疾分類和分級GB/T26341-2010」中華人民共和国国家标准2011年第2号公告)、一般には「精神残疾」、「精神障碍」、「精神病」はほぼ同義語として用いられている。なお、日本でも、厳密には精神病は精神疾患に含まれる疾患群の一種であるものの両者は曖昧に使用されることが多く、加えて精神障害者の定義も「障害者基本法」と「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」などの法律の間で異なることは珍しくない。

5) 選挙法の実施のために、1983年3月5日に採択された、全国人民代表大会常務委員会の「県級以下の人民代表大会代表の直接選挙に関する若干の規定」において、「精神疾患患者で選挙の権利を行使できない者は、選挙委員会の確認を経て、選挙の権利を行使しない」と定められている。

1-3. 地方性法規

地方レベルでは、さらに地方政府が選挙法にもとづいて域内で選挙を実施するための実施規則などを制定している。多くの省では、選挙法の規定がそのまま写され、選挙人名簿からの除外についても、精神疾患患者で選挙の権利を行使できない者は、選挙委員会の確認を経て、選挙人名簿には記載しないと定められている。そうしたなか、その範囲を拡大している地方政府の規定もみられる。

たとえば、1984年に採択された北京市の「区、郷、民族郷、鎮の人民代表大会代表選挙実施細則」⁶⁾第33条は、「選挙の権利を行使できない精神疾患患者およびその他行為能力がない者は、選挙委員会の確認を経て、選挙人名簿に記載しない」とし、いわゆる「無能力者」に範囲を拡大している⁷⁾。また、1987年に採択された福建省の「県、郷の両レベルの人民代表大会代表の直接選挙実施細則」⁸⁾第28条では、「選挙の権利を行使できない精神疾患患者、意思表示をすることができない認知症の者（痴呆人員）は、県レベル以上の医院の証明またはその後見人（監護人）の同意を得て、かつ、選挙委員会の確認の後、選挙人名簿に記載しない」と定めている。この対象は、精神疾患患者、認知症の者にとどまらず、通常、精神障害者、知的障害者を含み、後見人とされる者の同意によって選挙権が剥奪されることになる。実務においても、担当者が率先して精神疾患患者等が誤って選挙人として登録されないよう厳格に確認するよう指示している地域もある⁹⁾。なお、後見人の指名について、民事行為無能力者および民事行為制限能力者の認定は、厳密には、裁判所の判断を経なければならないが、障害者証の取得の際の連絡先の者が、事実上、後見人とみなされる問題が地方では存在している（IDA 2012, 7）。

6) 北京市区、郷、民族郷、鎮人民代表大会代表選挙実施細則（1984年2月22日採択、1986年、1993年、1998年、2003年、2005年、2011年、2016年改正）。

7) 中国の場合、行為能力については、民法通則および民法総則が規定している。自己の行為を弁識できない成年は民事行為無能力者であり、自己の行為を不完全にしか弁識することができない成年者は民事行為制限能力者である（小林 2021, 107）。

8) 1987年2月19日採択（1990年、1993年、1996年、1998年、2002年、2005年、2010年、2016年、2020年改正）。

9) 「在全省県郷兩級人大換屆選挙工作培訓会上的講和」(2011年9月2日) <https://www.lzrdw.gov.cn/details.aspx?id=455>, 2022.06.03アクセス。

1-4. 小結

このように憲法により、公民は、選挙権・被選挙権が一般に与えられるものの、実際に公民が選挙権を行使できるのは、最も下位にある、郷・鎮および県レベルの人民代表大会代表の選挙のときだけである。また、被選挙権についても、政党、人民団体、あるいは10名以上の公民の推薦を受けるだけでは実際の候補者になるわけではなく、さらに、当該選挙区の選民小委員会（選民小組）の協議により正式な候補者が絞られることになっている。さらに、本来、選挙権・被選挙権の行使を担保するさまざまな政治的権利の自由も列記されているものの、これらには国家の利益を侵害してはならないという制約がある。したがって、共産党の一元体制のもとでは、事実上、選挙は儀式にすぎず、その他の政治的権利の自由も極めて限定的であるとされる（鈴木 2017, 150-151）¹⁰⁾。

公民一般に与えられた政治的権利が極めて限定的であるなか、障害者はその限定的な政治的権利を他の者と平等に享受できているのであろうか。憲法は、障害者を直接排除する規定はおかないものの、選挙権および被選挙権について、「民族、種族、性別、職業、出身家庭、信仰宗教、教育程度、財産状態および居住期間の別なく」と列記されているもののなかには含まれず、そもそも政治的権利を有する者として注意が払われていないことが示唆される。これに加え、実務では選挙権を有しない者として、憲法では言及されていなかった「精神疾患患者」が選挙法では明記され、さらに下位法令である地方性法規において、認知症の者、精神障害者、知的障害者へと拡大されていることは障害者権利条約が締約国に求めている政治的権利の保障、法の前における平等な承認などに反するといえよう。これに対して、中国障害者連合会や法学者は、刑事罰としての政治的権利の剥奪とは原理が異なるとして、正常な判断能力を喪失し、正常な意思を表明することができない精神疾患患者が選挙人名簿から除外されることはとくに問題としてこなかった（相・郭 2001, 19）。

これに関して障害者権利委員会は初回総括所見において選挙法第26条は知的障害や精神障害のある人を投票手続きから排除していると懸念を示し（para.45），

10) 中国の選挙制度の問題についての議論は、さしあたり林（1996; 1998）を参照。

第2回・3回総括所見においては精神障害者および知的障害者をはじめとして、女性障害者を含めた障害者の他の者との平等を基礎とした政治参加、とくに完全にアクセシブルな自由意思での秘密投票の保障に関する情報が不足していることに懸念が示された (para.56)。そして、改めてすべての障害者に対して選挙に投票または立候補し、公職に就く権利を制限する法と政策の規定を改正し、積極的差別是正措置の採用も含め、あらゆるレベルにおける障害者の政治活動や公的意思決定過程への参加を促進するよう勧告している (para.57)。

2

障害者法制と障害者の政治的権利

中国において障害者の基本法となっているのが、1990年に採択された障害者保障法¹¹⁾である。本法は、憲法の規定を繰り返す形で、障害者がその他の公民と平等に政治的権利を有し、法律にもとづき、各種の方途および形式をとおして国家事務の管理に参加すべきことを定めている。そして、省・自治区・直轄市などの地方政府は施行のための実施規則を制定し、國務院は分野ごとの条例を制定している。これらにおいて障害者の政治的権利の保障および公的活動への参加はどのように定められているのであろうか。

2-1. 障害者保障法

障害者保障法では、憲法を受けて、障害者は、政治、経済、文化、社会および家庭生活等において、その他の公民と平等の権利を有し (第3条)、国は、障害者が法律の規定にもとづき、各種の方途および形式をとおして、国家の事務を管理し、経済および文化事業を管理し、社会事務を管理できるよう措置を講じなければならないと定める (第6条)。とくに、障害者の権利利益および障害者事業にかかわる重大な問題については、法律や政策の策定にあたり、障害者および障害者組織の意見を聴取しなければならないことが明記され、障害者および障害者組織も意見または提案を提出する権利を有することも明記されている (第6条)。こ

11) 1990年採択、2008年改正。

でいう障害者組織は、主として、中国障害者連合会およびその地方組織であり、障害者連合会は、障害者の共通の利益を代表し、障害者の適法な権利利益を擁護するとともに、障害者の団結を図り、障害者を啓蒙することによって障害者に奉仕する役割を担うと本法は定めている（第8条）。

選挙に関しては、選挙実施部門が、障害者に対して選挙に参加するための便宜を図らなければならないと定め、とくに視覚障害者に対しては具体的に、点字投票用紙を提供できる条件が整っている場合は点字投票用紙を提供しなければならないと記している（第56条）¹²⁾。

障害者保障法を担当する全国人民代表大会常務委員会法制工作委员会行政法室のコンメンタールによれば、障害者の政治への参加は、国家事務の管理、経済および文化事業の管理、社会事務の管理であり、これらの携わる主要なルートおよび方法には下記があるとしている（全国人大常委法制工作委员会行政法室 2008, 20-21）。すなわち、①人民代表大会制度を通じた参加。障害者は、選挙によって代表を選出するか、または、障害者自身が代表として選出されることもあり得る；②政治協商会議制度を通じた政治参加により、自己の政治的権利を行使する方法；③障害者組織を通じた国家事務、経済・文化事業、社会事務の管理および監督；④政府の業務に直接参加することによる国家事務、経済・文化事業、社会事務の管理への参加；⑤苦情申立（信訪）、メディアなどのその他のルート、が想定されている。

2-2. 地方における障害者保障法の実施規則

障害者保障法の実施のため、地方政府は実施のための規則を制定することができる。ほとんどの地方が障害者保障法の内容を転写するにとどまっているなか、何らかの追加を規定した例として、北京市と浙江省の実施規則を紹介する。2008年の障害者保障法の改正後、北京市は改正を受けて、1994年に制定して

12) 選挙人が、非識字者あるいは上肢や視覚に障害があるなど障害により、投票用紙に記入ができない場合、その信任する者に代筆を委託することができ、非識字者あるいは障害者の意思が正確に反映されていれば、投票は有効であるとされた（相・郭 2001, 19）。

いた北京市障害者保障法実施規則を2011年に改正した¹³⁾。そのなかで、北京市の実施規則は、障害者保障法第6条に対応する規則の内容を次のように拡充している。

第7条 本市の各級人民政府は、障害者が法律に基づき国家事務の管理に参加し、経済・文化事業を管理し、社会事務を管理することを保障すべきである。

本市の各級人民代表大会の代表候補者の中には、障害者または障害者業務従事者が入るべきである。

障害者および障害者組織は、本市の各級国家機関に対して障害者の権利利益の保障、障害者事業の発展などの分野の意見および提案を提出する権利を有する。地方性法規、規則および公共政策を制定する際は、障害者および障害者組織の意見を聴取すべきである。

第2項が、障害者保障法にはない内容であり、人民代表大会の選挙にあたって、候補者のなかに、障害者または障害者事業従事者を入れるよう求めている。ここでいう障害者事業従事者は、主として各級の障害者連合会の幹部および従業員を指すものとされる。また、「候補者」は、候補者を提案する段階の候補者と正式な候補者を確定する段階での候補者を含み、実際に障害者または障害者事業従事者が候補者名簿に登録されることを求めていると解釈されている（北京市人大常委会内務司法辦公室ほか 2012, 12）。

2008年に制定された浙江省障害者保障条例¹⁴⁾も同様に、県級以上の人民代表大会の選挙では、障害者または障害者事業従事者が代表の候補者に入れられるべきことを定めている（第8条）。それに加えて、省、市、県、区は、それぞれ積極的に障害者の幹部を育成・選抜し、各級の障害者連合会も一定数の障害者幹部を配置するよう求めている（第9条）。

なお、障害者保障法第56条に対応する、選挙実施にあたっての障害者への便宜、

13) 2012年3月1日施行。

14) 浙江省残疾人保障条例（2009年11月27日採択）。

視覚障害者への点字投票用紙の提供については、北京市、浙江省ともに言及していない。

2-3. バリアフリー環境建設条例

障害者保障法を受けて、選挙については、2012年に国务院が制定した「バリアフリー環境建設条例」¹⁵⁾が、選挙をコミュニティ生活の一部と位置づけ、「バリアフリー・コミュニティ・サービス」を定める章で規定している。本条例は、障害者権利条約第9条が規定するアクセシビリティ（外務省公定訳：施設及びサービス等の利用の容易さ）の確保に対応するものである。ただし、その内容は、障害者保護法をほぼそのまま写したものであり、選挙を執り行う部門は、障害者が選挙に参加するために便宜を提供すべきであり、視覚障害者には点字投票用紙を提供すべきであることを記すにとどまっている（第30条）。

前項で述べた北京市は、北京市障害者保障法実施規則¹⁶⁾において選挙時の障害者への便宜について規定していなかったが、2021年に公布された「北京市バリアフリー環境建設条例」においては、障害者などの社会構成員が参加する選挙を実施する場合は、場所、施設、資料の提供についてバリアフリーのニーズを十分に考慮し、ニーズに応じて点字または拡大文字の投票用紙を提供しなければならないと定められた（第32条）。それに加えて、現場は非識字、視覚障害、身体障害等の原因により文字が書けない選挙人のために投票用紙に記入する支援を専門とする係員を配置し、移動投票箱を用意して、区の高齢者、障害者など投票場所に行って投票できない選挙人のために訪問による投票サービスを実施すると規定している（第32条）。

2-4. 公務員法

障害者が国家事務の管理にあたる方法としては、障害者が政府の業務に直接参加すること、すなわち公務員として任用されることも含まれる。中国残疾人联合会維権部編（2008）は、2005年に制定された公務員法が採用にあたって具備す

15) 無障碍環境建設条例（2012年8月1日施行）。

16) 北京市無障碍環境建設条例（2021年9月24日公布、2021年11月1日施行）。

べき条件の1つとして、「職責を正常に実施する身体条件を具備していること」¹⁷⁾にしか言及していないことをもって、「障害」を有することは公務員になれない条件とはなっていないと解説している（中国残疾人聯合会維權部編 2008, 24）。障害による差別は認められないとしつつ、公務員法は、ただ正常に職責を実施する身体条件を有することのみを求めているのであるので、差別には当たらないとしている。

しかし、具体的な基準として2005年に公布された「公務員採用身体検査一般基準試行」¹⁸⁾は、たとえば、両眼の矯正視力は0.8以上、聴力は補聴器をした両耳で3メートルの距離のささやき声が聴き取れること、精神障害の病歴を有しないことなどを条件とし、視覚障害者、聴覚障害者、精神障害者のほか多くの障害に対して制限が設けられている（小林 2012, 70）。

2-5. 小結

障害者保障法は、各種の方途および形式をとおして国家事務の管理に参加すべきことを定め、とくに障害者の権利利益および障害者事業にかかわる問題については、法律や政策の策定にあたり、障害者および障害者組織の意見を聴取しなければならないことを明記している。しかし、ここでいう障害者組織は、障害者保障法で明示された中国障害者連合会およびその地方組織にかぎられる。

また、障害者保障法を実施する地方性法規のなかには、選挙にあたって、選挙候補者のなかに障害者が入るべきことを謳っているものがあるが、それはあくまでも障害者連合会系統の障害者または障害者事業従事者を意味する。したがって、障害者を代表して人民代表大会代表の候補者となるのは、障害者権利条約が求めているように障害当事者であるとはかぎらない。

選挙における投票のアクセシビリティに関して、障害者保障法は、選挙実施部門が、障害者が選挙に参加するための便宜を図らなければならないと定め、とく

17) 2018年の改正により「職責を正常に実施する身体条件と心理的素質を具備していること」と修正された（第13条）。これにより、身体条件に加えて、心理的要因も欠格事由となり得ることが明文化された。

18) 「公務員録用体検通用標準（試行）」(国人部発〔2001〕号) 2005年1月17日人事部・衛生部。

に視覚障害者に対して、点字投票用紙を提供できる条件が整っている場合は点字投票用紙を提供しなければならないことを定めている。また、国務院のバリアフリー環境建設条例も、選挙をコミュニティ生活の一部と位置づけ、バリアフリー・コミュニティ・サービスを定める章で規定している。しかし、いずれも障害者に対する抽象的な便宜の提供と視覚障害者に対する点字投票にしか言及しておらず、その他の障害者に対するアクセシビリティについては無言である。一方、第2節で検討した「全国人民代表大会および地方各級人民代表大会選挙法」には、疾病などの原因により行動が不自由である選挙人に対する移動投票箱での投票（第38条）および障害により投票用紙に記入できない場合はその者が信任する者による代筆の委託が定められている（第40条）。実際の選挙において、障害者のアクセシビリティ保障としてしばしば報道されるのは該当者の自宅へ訪問する移動投票箱と代筆であり¹⁹⁾、点字投票についてはほとんど報道がないことから実際の普及については疑問がある。さらに、手話通訳による情報保障など、その他の障害者のニーズに対応した環境整備や合理的配慮の提供については皆無に等しいとみられる。

3 障害者の参政状況

障害者が、政治の場に直接参加する方法は、主として、人民代表大会の代表となるか、政治協商会議の委員となるかである（相・郭 2001, 20）。しかし、障害当事者が各レベルの人民代表大会または政治協商会議においてどの程度参加しているのかを明確に示す統計はない。障害者は中国の総人口の6.34%を占め、各レベルのほぼすべての行政区に障害者を代表するとされる障害者連合会が設置されている。そうしたなか、中国残疾人联合会編『中国残疾人事業統計年鑑』（各年

19) 「北京市郷鎮人大換屆選挙今投票設“秘密写票処”(2016年11月15日) https://district.ce.cn/newarea/roll/201611/15/t20161115_17806664.shtml, 2022.06.03アクセス。

版)には、「政治参加」²⁰⁾という項目があり、省・地市・県の3つのレベルにおける人民代表大会代表および政治協商会議委員の人数、ならびに、障害者の協力による人民代表大会および政治協商会議に対する議案や意見の提案の件数が掲載されている。ただし、国レベルの全国人民代表大会代表および中国人民政治協商会議全国委員会委員については掲載されておらず、また、詳細な定義が記されていないことから「障害者」の範囲は不明であり、実際、何人の障害当事者が参加しているのかは定かではない。

中国における10年間の障害者事業の発展状況を分析した、凌・白(2017)をみるかぎり、上記の「障害者」には、障害者連合会(残疾人联合会)系統の、障害者、障害者の親戚および障害者事業従事者が、先進的の代表として²¹⁾、省・市・区県の3つのレベルにおいて当選した人数を含むものである(凌・白 2017, 211-212)²²⁾。したがって、障害当事者の実際の参加状況はわからないものの、障害者の政治参加の傾向を示唆するものとして、以下、中国残疾人联合会編(各年版)をもとに、代表数および委員数の推移を紹介する²³⁾。

3-1. 人民代表大会と政治協商会議への参加状況

まず、中国残疾人联合会編(各年版)でも表れていないのが、国レベルでの参加状況である。これはさらなる検証が必要であるものの、障害者連合会のウェブページをみるかぎり、2021年の第13期全国人民代表大会および全国人民政治協商会議に参加している障害者連合会系統のメンバーは、少なくとも、前者の代表

20) 原語：参政議政(Participating in the Administration and Discussion of State Affairs: PWDs)。なお、2016年以降、人数については、掲載されなくなっている。

21) 1994年公布の労働法第6条は、労働者による科学研究、技術革新や発明創造を奨励し、「模範労働者」や「優秀労働者」の表彰を奨励する規定をおく。「先進的の代表」は、この「模範労働者」を含め、科学技術、スポーツ、文芸、ボランティアなどのさまざまな分野において顕著な功績により表彰された個人や団体に与えられる称号である。

22) 該当する中国残疾人联合会編(各年版)と凌・白(2017)の数値が一致している。

23) 障害者連合会系統外の障害をもつ代表や委員もいる可能性があるが、それを考慮しても、これまでの観察をふまえると、障害当事者の人数はここで示されている値よりはるかに少ないと考えられる。なお、13期全国人民代表大会の代表総数は2980名、全国人民政治協商会議の委員総数は2159名、任期は2018年3月から5年間である。

表2-1 障害者連合会系統の人大代表と政協委員の推移

(人)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
人大代表	1,060	1,081	1,268	1,317	1,418	1,646	1,849	1,886	1,973	1,985
政協委員	2,160	2,111	2,496	2,620	2,875	3,196	3,408	3,720	3,775	3,815

(出所)中国残疾人联合会編(各年版)および凌・白(2017, 212)をもとに作成。

表2-2 障害者連合会系統の各レベルの人大代表の推移

(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
総数	1,418	1,646	1,849	1,886	1,973	1,985
省級	36	37	37	37	38	34
(割合) ¹	(61%)	(65%)	(68%)	(77%)	(77%)	(71%)
地市級	230	227	218	239	266	272
県級	1,152	1,382	1,594	1,610	1,669	1,679

(出所)中国残疾人联合会編(各年版)をもとに作成。

(注1) 31ある省レベルの1級行政区の人民代表大会のうち、1人でも障害者連合会系統の代表をおく省などの割合。

が12名、後者の委員が20名いるようである²⁴⁾。

国レベルの下位にある、省・市・県レベルの障害者連合会系統の人民代表大会代表の合計および政治協商会議委員の合計の推移は表2-1のとおりである。人民代表大会代表は、2006年の1060名から、10年後の2015年には1985名となり、同じく、政治協商会議委員は、2006年の2160名から2015年は3815名となり、少なくとも障害者事業に関係する者の参加は増加傾向にあることがわかる。ただし、このうち障害当事者の割合については、不明である。なお、2016年以降の人数については、掲載が取りやめとなり、不明である。

障害者連合系統の省・市・県の各レベルでの人民代表大会代表の合計および政

24) 「2021 十三届全国人大四次会議・全国政協十三届四次会議」(中国残聯專題報道)(<https://www.cdpf.org.cn/ztl/zxzt1/2021/2021qglh/>, 2021.03.15アクセス)。また、2020年8月に中国政府が障害者権利委員会に提出した初回政府報告においても、全国人民代表大会代表に12名(うち1名は常務委員会委員)、全国人民政治協商会議委員に19名(うち1名が副主席、1名が常務委員)、障害者、障害者の親戚あるいは障害者事業従事者がいることが報告されている(CRPD/C/CHN/1, para.129)。なお、省・市・県レベルの人民代表大会代表および政治協商会議委員については、合計で約4100名いると報告されている。

表2-3 障害者連合会系統の各レベルの政協委員の推移

(人)

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
総数	2,875	3,196	3,408	3,720	3,775	3,815
省級	69	69	71	83	85	87
(割合) ¹	(90%)	(90%)	(90%)	(94%)	(97%)	(97%)
地市級	461	484	455	479	501	514
県級	2,345	2,643	2,882	3,158	3,189	3,214

(出所)中国残疾人联合会編(各年版)をもとに作成。

(注1) 31ある省レベルの1級行政区の政治協商会議のうち、1人でも障害者連合会系統の委員をおく省などの割合。

表2-4 障害者連合会系統の人民代表大会と政治協商会議における提案数の推移

(件)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
人大代表大会	810	725	712	721	637	666	569	566	474	453
政治協商会議	1,559	1,360	1,370	1,393	1,293	1,207	1,202	1,177	1,064	953

(出所)中国残疾人联合会編(各年版)および凌・白(2017, 212)をもとに作成。

治協商会議委員の内訳を示したのが、表2-2および表2-3である。国レベルの直下、省レベルの1級行政区は、全国に31ある²⁵⁾。省レベルの1級行政区の人民代表大会代表は最低でも350名を定員としているものの²⁶⁾、そのうち1人でも障害者連合会系統の代表がいる省の割合は、2015年で約7割にとどまる(表2-2)。一方、省レベルの1級行政区の政治協商会議委員については、海南省を除き、最低1人は障害者連合会系統の委員が選出されており、2015年は97%であった(表2-3)。

3-2. 人民代表大会と政治協商会議への提案状況

国民経済・社会発展5カ年計画綱要に合わせて策定されてきた「障害者事業発展綱要」およびその後継の「障害者小康プロセス計画綱要」²⁷⁾の5カ年計画で、

25) 香港特別行政区、マカオ特別行政区および台湾は除外されている。

26) 選挙法第12条は「省、自治区、直轄市の代表の基本数は350人である」と定め、人口比によって選出すべき人数が追加される。

27) 「小康」とは、ややゆとりのある生活の意味で、それが当面の計画目標に掲げられている。

目標として定められている政治参加の指標は、2点ある。1つは障害者から提出された、人民代表大会および政治協商会議における議案、建議、提案の件数であり、もう1つは人民代表大会および政治協商会議の議案、建議、提案の取扱い件数である。取扱い件数の定義が不明瞭であるため、ここでは人民代表大会と政治協商会議における障害者連合会系統からの提案数の推移のみみることにする（表2-4）。各年の数値は、省・市・県の各レベルを合計したものである。人民代表大会における提案数は、2006年の810件から2015年には453件に減少している。同様に、政治協商会議における提案数も、2006年の1559件から2015年には953件に減少している。凌・白（2017）は、2006年から2015年までの間、障害者連合会系統の人民代表大会の代表も政治協商会議の委員も漸次増加してきたものの、それに反して、代表・委員からの議案や意見は、全体の提案件数も、1人当たりの提案件数の平均値も減少していることを指摘している（凌・白 2017, 212-213）²⁸⁾。ただし、その原因については分析がされておらず、減少の理由は明らかとなっていない。

3-3. 小結

人民代表大会または政治協商会議への障害当事者の参加状況を明確に示す統計はないものの、障害者連合会系統の統計にもとづけば、障害者、障害者の親戚および障害者事業従事者を含む、広義の障害関係者が代表または議員として参加していることが確認できる。国レベルでは、全国人民代表大会代表も中国人民政治協商会議全国委員としても障害関係者が存在するものの、省レベルの1級行政区の政治協商会議委員については、ほぼすべての省が最低1人の障害者連合会系統の委員をおいているのに対して、省レベルの人民代表大会で代表がいる省の割合は2015年時点で約7割にとどまっている。非障害者による代理ではなく、実際に何人の障害当事者が自ら障害者の代表となっているのか不明であることも問題であるが、広く障害者連合会系統の代表や委員を含めても、中国の総人口の

28) 他の表との整合性から本文では2015年までしか記さないが、2016年以降も提案数は減少しており、2021年現在では人民代表大会への提案数は218件、政治協商会議への提案数は466件となっている（中国残疾人联合会編 2021）。

6.34%を占める障害者人口に比してその割合は極めて低いといわざるを得ない。

4

障害者の政治参加と障害者連合会

障害者保障法は、憲法にもとづき、障害者は、政治、経済、文化、社会および家庭生活等において、その他の公民と平等の権利を有し、とくに障害者の権利利益および障害者事業にかかわる重大な問題については、障害者および障害者組織の意見を聴取しなければならないと明記している。ここでいう障害者組織とは、中国障害者連合会およびその地方組織を意味する。各レベルの人民代表大会および政治協商会議に参加している「障害者」の状況は、これら障害者連合会系統の障害者、障害者の親戚および障害者事業従事者とイコールであるとみられる。本節では、障害者の政治参加として中国でカウントされている障害者連合会の組織体制および障害者の政治参加において担う役割について検討する。

4-1. 障害者連合会の法的位置づけ

障害者保障法第8条は、中国障害者連合会およびその地方組織は「障害者の共同利益を代表し、障害者の合法權益を擁護し、障害者を団結させて教育し、障害者のために奉仕する」団体として、法律および政府の委託を受けて障害者事業を展開するものと定義している。そして、障害者連合会は、半官半民の性格を有し、障害者個人は障害者連合会を組織することはできないが、障害者であると医療機関または障害者連合会により認定されれば入会手続きなしに当然会員となると解釈されてきた（全国人大常委会法制工作委员会行政法室編 2008, 26）。

すなわち、障害者連合会は法律にもとづいて障害者を代表する組織であると規定され、類似の障害者団体を組織することは禁止されているのである。また、障害者連合会の幹部を選出する仕組みはあるものの、そもそも障害当事者による任意の会員制組織ではなく、いわゆる障害当事者団体ではない。このことは、中国に対する障害者権利委員会からの2度の総括所見のなかでも指摘されている。初

回総括所見²⁹⁾では、条約の実施過程に制度的に関与する独立した機関と障害者組織が欠けていること、および、中国障害者連合会が依然として障害者の唯一の公式代表であることに起因する市民社会の参加に懸念が示された(para.49)。そして、中国に対して障害者保障法第8条の改正を行い、中国障害者連合会以外の非政府組織が締約国において障害者の利益を代表すること、および、監視過程に関与することを許容することが強く勧告された(para.50)。第2回・3回政府報告に対する総括所見においても³⁰⁾、中国障害者連合会から独立して、障害者の団体が資金にアクセスし、サービスを提供し、国際人権メカニズムに貢献するために法や政策決定過程に参加できる可能性についての情報提供が欠けていることに懸念が示され(para.56)、それらの独立した障害者団体が障害者に影響するすべての意思決定過程に参加することを奨励する支援の提供が勧告された(para.57)。

4-2. 中国障害者連合会の構成

中国障害者連合会定款によれば³¹⁾、中国障害者連合会は国家法が認定し、國務院が承認した障害者とその親戚友人ならびに障害者事業従事者によって構成される人民団体であり³²⁾、全国各種障害者の統一組織であることが謳われている(第1条)。そして、障害者連合会には、障害者を代表し、サービスを提供し、障害者事業などを管理する3つの機能があると定められている(第2条)。

中国障害者連合会およびその地方組織の幹部は、人民代表大会と同様な選出過程をとっており、障害者連合会の全国代表大会は最高権力機関として5年に1回開催され、障害者または障害者の親戚友人が代表の過半数となることが求められている。主席団も5年に1度交代し、主席団委員のうち過半数が同じく障害者または障害者の親戚友人によって構成される必要がある。さらに日常業務を実施す

29) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Concluding observations on the initial report of China. 5 October 2012, CRPD/C/CHN/CO/1.

30) Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Concluding observations on the combined second and third periodic reports of China. 10 October 2022, CRPD/C/CHN/CO/2-3.

31) 「中国残疾人联合会章程」2018年9月15日改正。

32) 人民団体は、国家行政編制によって管理され、公共管理機構の職につき、公務員法に準じた人事管理の下におかれた準国家組織であり、職員は準国家公務員といえる(詳細は、毛 2014)。

る執行理事会の理事会の構成員においては、障害者の割合は求められていないものの、各種障害者または障害者の親戚友人代表がその構成員に入っていなければならないこととなっている。

他方、障害種別の専門委員会は、徐々に独立した法人格が取得されるようになり、たとえば、中国ろう者協会は³³⁾、全国のろう者（聴覚言語障害者、言語障害者、難聴者、人工内耳装用者を含む）およびろう者事業関連の社会組織、企業事業単位および個人が自主的に結成した、全国的、連合的、非営利的社会団体であり、ろう者の代表組織であると定められている（第2条）。従来との大きな変化は、障害者連合会本体とは異なり、形式上会員制をとるようになり、ろう者協会の会員は、個人会員および団体会員（単体会員）に分けられていることである（第8条）。

4-3. 障害者連合会と政治参加

障害者連合会の政治参加については、2002年に中国障害者連合会から「障害者および障害者事業従事者の政治参加業務を重視し、首尾よく実施することに関する通知」³⁴⁾が出され、これにより政治参加を進めることが障害者連合会の業務の1つとなり、各レベルの障害者連合会での取り組みが促進されることになった（秦2008, 85）。通達は、障害者の平等、参加、共有を促進し、障害者事業の発展を推進させるために、各地の障害者連合会は率先して関連部門と協力し、障害者およびその親戚ならびに障害者事業従事者が人民代表大会、政治協商会議に進出し、政治参加に関する業務を首尾よく実施することを目的とし、次のような具体的指示を出している。

2. 障害者連合会は率先して共産党委員会の指導を求め、人民代表大会、政治協商会議および関連部門と協力し、人民代表大会、政治協商会議の改選時機を利用し、人民代表大会代表、政治協商会議委員への障害者およびその親戚ならびに障害者事業従事者の推薦活動を首尾よく実施し、文化的素質が高

33) 「中国聾人協会章程」2018年9月15日改正。

34) 「中国残疾人聯合会関与重視並做好残疾人工作者参政議政工作的通知」(残聯發 [2002] 13号 (2002年2月28日))。

く、政治参加能力が強い障害者およびその親戚ならびに障害者事業従事者が人民代表大会代表および政治協商会議委員を勝ち取れるよう条件を整える。

3. 障害者連合会は率先して既に人民代表大会代表、政治協商会議委員を担っている障害者およびその親戚とコミュニケーションをとり、密接に連絡を取り合い、適時に関連資料を提供し、障害者事業の進展状況を報告しなければならず、彼らの政治参加、障害者の広範なニーズと声の反映、障害者事業に対する全社会の関心および支持の喚起のため首尾よくサービスを提供する。障害者連合会が、人民代表大会、政治協商会議と協力して法律執行検査や視察を行う場合、障害者の人民代表大会代表、政治協商会議委員がメンバーに組み入れられるよう提案すべきである。

この通達にもとづき、前節で記したとおり、徐々に各レベルの人民代表大会および政治協商会議に参加する障害者連合会系統の代表および委員が増加し、障害者連合会が行う事業としても指標化されることになった。地方の障害者連合会ではそのための規定を設けたり³⁵⁾、通達を出したりして³⁶⁾、取り組んでいるところもある。また、障害者連合会が組織的に取り組んでいることは、「全国障害者連合会系統人民代表大会および政治協商会議委員の政治参加業務セミナー」³⁷⁾など、各レベルで開催されている研修会などの実施からもみてとれる。

4-4. 障害者の政治参加への割当制

35) たとえば、青海省は「青海省残聯組織聯系服務殘聯系統人大代表和政協委員辦法（試行）」を公布した（「青海省残疾人联合会出台辦法助力全省殘聯系統人大代表和政協委員聯系服務工作」）。https://www.sohu.com/a/577580323_121106869, 2023.03.01アクセス

36) たとえば、大連市は「関与在区市県、郷鎮人大和区市県政協換届中做好優秀残疾人、残疾人親友和残疾人工作者推薦工作的通知」の通達を出している。https://www.dl.gov.cn/art/2018/1/29/art_2537_379757.html, 2023.03.01アクセス

37) 「中国残聯在上海召開全國殘聯系統人大代表和政協委員參政議政工作研討會」(2008年11月9-10日)。<https://www.zgmx.org.cn/newsdetail/d-68781-0.html>, 2023.03.01アクセス。地域・年度により、たとえば「残疾人、残疾人親友和残疾人工作者參政議政工作研討會」などと呼称は異なる（「残疾人、残疾人親友和残疾人工作者參政議政工作研討會召開」(2010年12月26日)）。<http://www.bdpf.org.cn/n1544/n1546/c58487/content.html>, 2023.03.01アクセス

選挙法は、人民代表大会の代表は、広範な代表性を具備すべきであり、適当数の労働者、農民、知識人などのほか適当数の女性代表も入るべきことを謳っているものの（第7条）、障害者については言及していない。そこで障害者保障法の改正時の第2稿草案において「全国人民代表大会および地方人民代表大会の代表の中に、一定比率の障害者代表が入るべきである」との規定を設けることが提案されたが、最終的に採択された改正法では、憲法に準じる全国人民代表大会組織法のなかにはそのような規定がないことから、下位法令によってそれを変更することはできないとの理由で削除された（小林 2010, 75）。

他方、政治協商会議は、中国共産党、各民主諸党派、無所属の民主人士、人民団体、各少数民族と各界の代表などによって構成される愛国統一戦線であると定款で定められている³⁸⁾。ここでも障害者は独立して分類されていないものの、障害者連合会は人民団体として扱われ、障害者連合会の働きかけもあり、前節のとおり徐々に各レベルの政治協商会議において委員が割り当てられるようになってきた。障害者連合会からの働きかけは、人民代表大会の代表候補者選出にも影響を与え、地方レベルでは当該地域の共産党委員会が障害者連合会によって推薦すべき人民代表大会代表の人数を指示するところもみられる³⁹⁾。

4-5. 小結

障害者の政治参加において、障害当事者団体（Disabled People's Organization: DPO）の意思決定の場への参画は重要であり、障害者権利委員会も中国に対してその必要性を勧告している。しかし、中国においては半官半民の中国障害者連合会が、法律上、障害者を代表する組織であると規定され、障害者の声を代弁する障害当事者団体は事実上設立できない状況にある。障害者権利委員会への中国の初回政府報告に対するパラレルレポートを提出した障害者団体も含め、中国のほとんどの障害者関係団体は、何らかのサービスを提供することを目的に工

38) 「中国人民政治協商会議章程」(1982年12月11日採択、2018年3月15日改正)。

39) 「第七章 社会保障」(青島市嶗山区)。

<http://cmsqs.qingdao.gov.cn:9007/n206250/n18207580/n18210400/n23849675/n32205507/151224092332407563.html>, 2023.01.25アクセス

商管理部門に企業として登記される団体の形をとっている。したがって、中国にはいわゆる障害当事者団体は存在しないといえる。

しかしながら、中央から地方まで全国的なネットワークを形成し、各レベルの人民代表大会や政治協商会議に代表や委員の席を確保している障害者連合会は中国の障害者の政治参加に果たしている役割は小さくないといえる。中国では一般市民も含め選挙権は形式的な権利にとどまり、結社の自由もない状況であるにもかかわらず、障害者には、極めて間接的な行使にとどまるものの、中国障害者連合会をとおした政治参加ができるルートが存在していることは意味があるといえよう。

■ おわりに

憲法は障害者の政治参加を直接排除する規定はおかないものの、選挙法は選挙権を有しない者として、憲法では言及されていなかった「精神疾患患者」を明記している。さらに下位法令である地方性法規において、認知症の者、精神障害者、知的障害者へと拡大されていることは障害者権利条約が締約国に求めている政治的権利の保障、法の前における平等な承認などに反するといえよう。障害者権利委員会の総括所見でも、知的障害と精神障害の市民を投票過程から排除している選挙法第26条に懸念が示され（CRPD/C/CHN/CO/1, para.45）、選挙法第26条の改正が勧告されている（para.46）。

この状況に対して、中国障害者連合会は、政治的権利の行使は相応する行為能力を前提とし、障害者の精神状態が不正常または知的障害を有する場合は、法律が付与した政治的権利を行使することができないという解釈を許容している（中国残疾人联合会維権部編 2008, 18）。ただし、そうであれば、この制限を具体的に規定する法律を制定する必要があると提案している（中国残疾人联合会維権部編 2008, 18）。

障害者保障法は、憲法の規定を繰り返す形で、障害者がその他の公民と平等に政治的権利を有し、とくに障害者の権利利益および障害者事業にかかわる問題については、法律や政策の策定にあたり、障害者および障害者組織の意見を聴取し

なければならないことを明記している。また、障害者保障法を実施する地方性法規のなかには、選挙候補者のなかに障害者を入れるべきことを謳うものもあるが、それはあくまでも障害者連合会系統の障害者または障害者事業従事者を意味し、障害当事者の参画を必ずしも意味しない。これに関して中国障害者連合会は、少数民族の規定に準じて、障害者代表も適当数必要であることを選挙法で明記するよう提案しているが（中国残疾人联合会维权部編 2008, 21）、そこでもなお「障害者代表」は障害当事者にかぎられてはおらず、当事者性という根本的な問題は解決されていない。

一方で、人民代表大会および政治協商会議への障害当事者の参加状況はわからないものの、障害者連合会系統の統計にもとづけば、障害者、障害者の親戚および障害者事業従事者を含む、広義の障害関係者の参加はあることが判明している。その意味で、障害者保障法が定める障害者の「代表」による政治参加はあり、政策・立法過程に何らかの声が届けられているとはいえる。これに加えて、中国障害者連合会はほぼすべての行政単位を包含する全国的なネットワークを形成しているので、各レベルの人民代表大会や政治協商会議に代表や委員の席を確保している障害者連合会の存在は小さくない。中国では一般市民も含め選挙権は形式的な権利にとどまり、結社の自由もない状況にあるなか、極めて間接的な行使にとどまるものの、障害者には、中国障害者連合会というもう1つの政治参加のルートがあることに一定の意味があるといえよう。

最後に、選挙のアクセシビリティに関して、選挙法は、障害者を含め、行動が不自由である選挙人に対して訪問による移動投票箱での投票および障害により投票用紙に記入できない場合はその者が信任する者による代筆の委託を定めており、実務においてもこのなかで障害者の投票にかかわるニーズをすべて吸収しようとしていると思われる。法的には障害者保障法が、選挙実施部門は障害者が選挙に参加するための便宜を図らなければならないと定め、とくに視覚障害者に対して、点字投票用紙を提供できる条件が整っている場合は点字投票用紙を提供しなければならないことを定めている。さらにこれを受けて、國務院のバリアフリー環境建設条例も、選挙をコミュニティ生活の一部と位置づけ、バリアフリー・コミュニティ・サービスを定める章で規定している。しかし、いずれも障害者に対する抽象的な便宜の提供と視覚障害者に対する点字投票にしか言及しておらず、選挙

権の行使を実現するためのアクセシビリティについては障害者権利条約の要求には応えていないといえる。

[参考文献]

(日本語文献)

- 小林昌之編 2010.『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』アジア経済研究所.
—— 2012.『アジアの障害者雇用法制——差別禁止と雇用促進』アジア経済研究所.
—— 2021.『アジアの障害者の法的能力と成年後見制度——障害者権利条約から問い直す』生活書院.
鈴木賢 2017.『中国』中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一編著『世界の人権保障』三省堂, 137-157.
林来梵 1996.『中国における主権・代表と選挙』晃洋書房.
—— 1998.『参政権の保障と諸問題』土屋英雄編著『中国の人権と法——歴史, 現在そして展望』明石書店, 180-221.
毛桂榮 2014.『「人民団体」と公務員制——中国政治の一側面』『明治学院大学法学研究』(97): 31-59.

(英語文献)

- International Disability Alliance (IDA) 2012. “IDA proposals for the list of issues on China CRPD Committee. 7th Session, <http://www.ohchr.org/en/HRBodies/CRPD/Pages/Session7.aspx>, 2013.10.01.アクセス.

(中国語文献)

- 北京市人大常委会内務司法辦公室・北京市人民政府法制辦公室・北京市残疾人聯合会編 2012.『北京市实施〈中華人民共和国残疾人保障法〉辦法解讀』華夏出版社.
凌亢・白先春等著 2017.『中国残疾人事業發展報告 2006-2015』中国統計出版社.
秦玉彬 2008.『残疾人政治参加与權利研究』『河北法学』26(7): 83-88.
全国人大常委会法制工作委员会行政法室編 2008.『中華人民共和国残疾人保障法解讀』中国法制出版社.
相自成・郭成偉 2001.『残疾人維權法律知識手冊』中国法制出版社.
中国残疾人聯合会編 各年.『中国残疾人事業統計年鑑』(各年版)中国統計出版社.
中国残疾人聯合会維權部編 2008.『《中華人民共和国残疾人保障法》修改課題研究報告』華夏出版社.

©Masayuki Kobayashi 2024

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

